

◎新潟県告示第245号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により、両津港港湾計画を次のとおり変更した。

令和8年3月31日

両津港港湾管理者

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 港湾計画の変更年月日

令和8年3月31日

2 港湾計画の変更の概要

(1) 臨港交通施設計画

地区名	施設	能力
夷地区	臨港道路夷線（区間B）	起点 中央ふ頭
		終点 北ふ頭北 2車線
	臨港道路夷地区船だまり線	起点 北ふ頭
		終点 臨港道路夷線（区間B） 2車線

(2) 港湾環境整備施設計画

地区名	施設	能力
夷地区	緑地	面積2ha

(3) 土地利用計画

地区名	用途	能力
夷地区	ふ頭用地	面積1ha
	港湾関連用地	面積1ha
	交流厚生用地	面積1ha
	交通機能用地	面積1ha
	緑地	面積2ha

(4) 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地区名	施設	能力
夷地区	臨港道路夷線（区間B）	起点 中央ふ頭
		終点 北ふ頭北 2車線

(5) 大規模地震対策施設

地区名	施設	能力
夷地区	臨港道路夷線（区間B）	起点 中央ふ頭
		終点 北ふ頭北 2車線

3 関係図書の縦覧の場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾整備課

佐渡市両津湊198番地 佐渡島開発総合センター2階

新潟県佐渡地域振興局地域整備部港湾空港庁舎